

【百条委員会】

総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果の報告内容の一部を抜粋してお知らせします。

本委員会は、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査を行うため令和2年第2回6月定例会において設置され、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限が委任された。調査期間は調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととした。

以下、本委員会の経過及び調査の概要を報告します。

調査の手順としては、調査が広範囲に及ぶことから、危機管理課・公園緑地課・生涯学習課等を対象とした地方自治法第100条第1項で調査を開始した。

また、個人情報等を多く取り扱うことから、個人情報や理事者から提出される書類の取扱いについては特別な配慮を行うよう取決めを行った。

はじめに、委員会調査の経緯について報告します。

令和2年7月17日の協議会から、令和3年8月27日の協議会まで、計18回、約33時間並びに令和2年6月18日の委員会から令和3年9月6日の委員会まで計29回、約43時間。合計76時間を費やした。理事者の出席を要求した書類検査及び関係機関に書類の提出を求めた調査並びに5日間にわたり12名の証人喚問を行い、報道関係者に対してのみ傍聴の許可をすることとした。

五條市上野公園総合体育館備品入札について報告します。

事実経過について、談合に至る経緯及び事件の性質について

本委員会は、平成28年度から平成29年度にかけて実施された五條市上野公園総合体育館備品入札（以下「本件」という。）において

談合が実施されるに至る経緯を調査したところ、本件で談合が実施される以前から、五條市の複数の入札において、五條市議会牧野雅一議員（以下「牧野証人」という。）が関与した談合が繰り返されてきた可能性のあることが判明した。

このことから、本件における談合は決して偶発的に発生した一回限りの事件ではなく、五條市の入札において牧野証人の関与のもと、

複数回繰り返されてきた談合事件の一部をなすものと疑われるので、本件に先行する入札から時系列に沿って報告します。

1. 消防団貸与消防被服入札についてのL証人の供述の要旨

平成25年11月頃、L証人は牧野証人から「市議会議員選挙に出るから、消防団の消防被服の入札に参加できなくなるので、Lさん代わりにやってみてもらえないか」と言われて消防団貸与消防被服の入札に参加するようになった。

しかし、L証人は消防被服を取り扱った経験がなく、原価も分からないので、牧野証人に五條市から届いた入札書そのまま渡し、牧野証人から渡されたプリントに記載された価格で入札していた。そして、L証人は五條市からの見積依頼を受けたこともない。

また、L証人はH証人に入札に参加するよう依頼はしていないが、牧野証人から指示されて、H証人に入札すべき金額を記載したプリントを渡したこともあった。

L証人としては、自分の他H証人、オフィス中原A証人とあと1者くらいが牧野証人と友人であったことにより牧野証人から指示を受けた金額で入札しているものと

考えていた。

L証人は2、3回程度入札を経験した時点で、牧野証人が指示した金額で必ず落札できたことから、これが談合であることが分かった。不落となった場合でも、牧野証人から1万円ずつ下げて入札するよう指示があり、最終的にはL証人が随意契約をすることができた。

また、L証人は平成25年度から令和元年度までの消防団貸与消防被服の入札では牧野証人の指示を受けて入札し、契約して五條市に納入すべき商品は牧野証人の妻が代表者を務めていたマキノ商事から購入した。

ただし、途中からL証人は牧野証人から「オフィス中原から請求書が届く」旨伝えられるようになり、現に請求書はマキノ商事からではなく、オフィス中原の名で送られて来るようになった。

消防被服の具体的な納入方法としては、L証人が牧野証人に伝えてサンプルを取り寄せて採寸を行い、採寸票を牧野証人に渡すと、メーカーから商品がL証人に届くという流れであった。

L証人は、牧野証人から指示を受けた金額で入札することが談合であることは分かっていたが、五

條市に消防団貸与消防被服を納入することが誇らしい事であると考えていた。入札を続けていた。

なお、牧野証人は、これらの経過についてはおおむね記憶がないか否定し、又は刑事訴追の恐れがあることを理由に供述を拒否した。

2・五條市消防本部備品入札についてのF証人の供述の要旨

平成24年春頃、株式会社カギオカ（以下「カギオカ」という。）の営業部長であったF証人は、橋本市に所在する宏榮商事株式会社（以下「宏榮商事」という。）に呼び出された。F証人は宏榮商事のI社長との面識はなく、当時また市議会議員ではなかった牧野証人と引き合わされた。F証人は、牧野証人から「自分は市長とも親しく、五條市に顔が利くので、一緒に五條市消防本部備品入札で組まないか。カギオカと一緒にやらないのなら他の業者と組み、カギオカを排除する。」との申し入れを受けた。

また、F証人は、当初は通常の入札であると考えていたが、平成25年夏頃には牧野証人が談合を行おうとしていることを知った。

F証人は牧野証人と「供給証明書」（物品の製造業者または卸売業者が入札者に確実に物品を納入で

きることを証明するもの）の提出を入札の要件とすることで、入札に参加する業者を事前に把握し、製造業者又は卸売業者の発行する見積書の金額の高低を操作することで落札者をあらかじめ決定できるように計画した。

平成25年12月頃、牧野証人は当時の五條市消防本部堤総務課長（以下「堤課長」という。）に働きかけて供給証明書の提出を入札参加の条件とさせ、その席上で落札する業者は4件の入札のうち2件を牧野証人が選定した株式会社コーエイと、2件をF証人が選定した五條オフィス家具組合（以下「家具組合」という。）とすることが定められた。牧野証人は「ややこしい業者ははずせ。」と堤課長に指示を出し、実際に当該業者は入札から除外されている。

また、F証人が牧野証人に「一口でもいいのでお願いします。」と依頼したことから家具組合が入札に参加できるようになり、2件落札できたことから、家具組合が落札できたことに対して合計約600万円を謝礼としてカギオカから牧野証人に渡した。

なお、謝礼を渡す方法としては、マキノ商事とカギオカとの間で架

空の取引を作出し、その代金の支払いを装って行われた。

また、株式会社コーエイが落札したことについても、牧野証人が300万円程度の謝礼を受領したと捜査中に警察官から聞いた。

なお、牧野証人は、これらの経過についてはおおむね記憶がないか否定し、又は刑事訴追の恐れがあることを理由に供述を拒否した。

3・五條市上野公園総合体育館床板工事についてのF証人・元五條市役所公園緑地課長小西正和（以下「小西証人」という。）・元五條市役所公園緑地課長補佐片山哲郎（以下「片山証人」という。）の供述の要旨

F証人は、牧野証人から、五條市上野公園総合体育館（以下「体育館」という。）の建設工事のうちカギオカが取り扱える工事の種類は何かとの質問を受け、過去に実績のある床板工事である旨回答した。すると、F証人は牧野証人から「地元の業者が設計を落札したが、実際にはそこは設計をしないのでこっちへ行け。」と、実際に体育館の設計を行う東京の設計事務所を教えてもらい、そこにカギオカと取引のあるJ工業株式会社（以下「J工業」という。）とい

う床材製造業者の商品を採用してもらおうよう指示を受けて営業に行った。なお、F証人は、牧野証人に「J工業の床材が採用されればおおむね1千万円程度の利益が見込める。」旨の試算を伝えた。

また、F証人は牧野証人から「商品の説明に行け。」と言われてJ工業の担当者連れて小西証人のところに説明に行った。

しかし、設計段階では一旦、J工業の床材を使用することとなったが、その後当時公園緑地課長であった小西証人の判断で、過去に小学校の体育館の床材に採用された実績のあった別の製造業者製の床材を使用することに変更された。

牧野証人は、F証人に「またJ工業に戻させることができる。」との話をしており、牧野証人は片山証人に対しても「体育館の床材の発注先をJ工業に変更させることで1千万円以上の小遣い稼ぎができる。自分たちで折半しよう。」などと話していた。

実際に片山証人も市長や小西証人に対してJ工業製の床材を採用するよう働きかけており、牧野証人も小西証人に「床板はJ工業の製品を使うように。柔道の専門家である片山証人の言うとおりにした

ほうがいい。」と働きかけた。また、その結果、体育館の床材はJ工業製に変更され、納入を担ったカギオカは約100万円の利益を得て、牧野証人はカギオカから900万円を超える報酬を受け取った。具体的にはカギオカからマキノ商事への架空の工事代金の支払いを装い、工事の出来高にに応じて支払ったようにして2回に分け、1回目は468万7,200円の手形で、2回目は469万8,000円の小切手で支払った。

ただし、牧野証人は片山証人に対しては「働きかけをするのが遅すぎて報酬を受け取れなかった。」などと話し、報酬を分配しなかった。なお、体育館の建設工事中には、定期的に牧野証人から小西証人に対して「勝手な変更してないやろうな。そんなん開示請求したら分かるんやぞ。」と脅しのように感じられる電話があった。なお、牧野証人はこれらの経過についてはおおむね否定するか記憶にない、又は刑事訴追の恐れがあるとして供述を拒否した。

本件における談合の実行に至る経緯について片山証人の供述の要旨
1、柔道畳・運搬車（以下「柔道畳等」という。）の入札に関する片山証人・日

本服工業株式会社B証人（以下「日本被服工業B」という。）・小西証人の供述の要旨

片山証人は、融通が良く製造業者として日本被服工業株式会社（以下「日本被服工業」という。）に勤務する旧知の日本被服工業B証人に協力を求めることとし、平成27年夏頃に体育館の備品として柔道畳等を日本被服工業から購入したい旨を伝えた。同年10月頃から五條市内の飲食店で片山証人と日本被服工業B証人は柔道畳の入札に関する打合せを頻繁に行うようになる。日本被服工業B証人は、国際規格の柔道畳（小売り定価5万円）を2万円で卸売りできれば、8千円の利益が得られる見込みであった。

同年11月頃、日本被服工業B証人は片山証人から牧野証人を紹介され、このころから牧野証人とも打合せをするようになった。

次に、平成28年2月頃に、片山証人は日本被服工業B証人に対し、日本被服工業と卸業者である株式会社高柳喜一商店（以下「高柳喜一商店」という。）との間に、片山証人が指定する業者が流通経路に入れるよう求めて日本被服工業B証人の了承を得た。

なお、後日当該業者は片山証人と牧野証人が相談のうえ、片山証人の知人でエコシード株式会社C氏（以下「エコシードC氏」という。）が関与するエコシード株式会社（以下「エコシード」という。）と決まった。なお、流通経路にエコシードを介在させた意味は、牧野証人と片山証人が利益をより多く取得するためである。

片山証人は、当時公園緑地課長であった小西証人に柔道畳等の入札を早めるよう進言し、平成28年8月12日に入札が実施されることとなった。予定価格を定める際にはは相見積りを取らず日本被服工業1者のみからの見積りで行われ、後に市議会の追及を受けてから適正であったかのように装うためミスノから見積りを取得した。

片山証人は、牧野証人から同等品による入札を妨げる方法として入札対象品の仕様書に事実上特定の商品しか有しえない特徴を記載することを指示され、日本被服工業B証人より日本被服工業の商品しか有しえない特徴を教えてもらい、小西証人の承諾を得て当該特徴を仕様書に記載した。実際に、日本被服工業以外の商品について同等品であることの認定を得よう

とした入札参加希望者が存在したが、小西証人は当該商品が仕様書の記載と異なることを理由に同等品であることの認定を拒否している。

次に、平成28年5月頃、日本被服工業B証人は小西証人の求めに応じて柔道畳等の見積書を小西証人に送付した。小西証人は日本被服工業B証人に予定価格の設定方法を尋ね、見積額に0.8を乗じる方法で予定価格を設定した。

同年7月、小西証人は柔道畳等、卓球用品等、木製家具等、バスケットボール等の4件の入札について市長の決裁を受けに行ったところ、市長から指名業者のうちk証人がスポーツ用品を取り扱う業者ではなく納入に不安がある旨の指摘を受け、その時は決裁を得ることができなかった。小西証人から決裁を受けることができなかった理由を聞いた片山証人が牧野証人に相談したところ牧野証人から供給証明書の提出を入札の要件とすることを提案された。

牧野証人は、片山証人に対し「供給証明書の提出を入札の要件とすることで談合に参加しない業者の入札への参加を阻止できる効果もある。」旨の説明をした。

また、小西証人にも牧野証人から供給証明書の提出を入札の要件とする提案があり、牧野証人から依頼を受けたF証人が小西証人に供給証明書について説明に来た。小西証人は供給証明書の提出を入札の要件とし、片山証人が市長にその旨報告して入札の決裁を得た。

次に、平成28年7月頃、片山証人の柔道関係の先輩にあたるG証人が片山証人を訪問し、本件についてH証人をよろしく頼む、との趣旨のあいさつに来た。

その後、牧野証人から卓球用品等、木製家具等、バスケットゴール等の入札については落札者を事前に決めておられるもの、柔道畳等については落札者を決めていない旨を聞いた片山証人は、柔道畳等の落札者をH証人とすることを提案し、牧野証人の了解を得た。片山証人は、G証人にその旨を伝えた。平成28年8月頃G証人はH証人が経営する扇屋を訪れ、片山証人に頼んでH証人が柔道畳を落札することに決まったこと、しかし、柔道畳以外では落札はできないが指示される金額で入札してほしいことを話した。

次に、平成28年8月5日、五條

市内の事務所に片山証人、牧野証人、日本被服工業B証人、高柳喜一商店D氏、エコシードC氏の5人が集まり、柔道畳等の流通にかかる利益配分について話し合いを行った。その後、牧野証人から片山証人に、見積りと供給証明書を作り、オフィス中原A証人、K証人、H証人に送付するよう指示があった。

平成28年8月12日に柔道畳等の入札が実施され、H証人は牧野証人からG証人を通じて入札額の通知を受け、その額で入札して落札した。H証人は、柔道畳の納品の際に牧野証人を見かけたため挨拶に行くと、牧野証人から「こっちは来るな。誰が見てるか分からん。行け。」と避けられた。

次に、柔道畳等の談合により得られた報酬は679万円であり、70万円をエコシードC氏、50万円を日本被服工業B証人、約250万円を牧野証人、378万2、657円を片山証人が取得した。

2、バスケットゴールの入札に関する小西証人・F証人・K証人・株式会社都村製作所E氏の供述の要旨

平成26年末頃、株式会社都村製作所(以下「都村製作所」という)

の営業担当者である株式会社都村製作所E氏(以下「都村製作所E氏」という)は、F証人から「体育館の案件は議員が絡んでいる。お力になりましょうか。」との誘いを受けた。

平成27年11月頃、小西証人は、牧野証人から「バスケットゴールの見積りは、都村製作所の代理店であるカギオカから見積りを取ってほしい。」旨の指示を受け、流通経路にカギオカを卸業者として参入させるよう要求された。また、他のスポーツ用品についてもバスケットゴールと同様にカギオカを卸業者とするよう要求された。小西証人は、牧野証人がカギオカを入札で有利に取り扱って不正な利益を得ることに気づいたが、議会での質疑応答等から牧野証人との対立を避けたことや強い苦意思識を抱いていたことから、牧野証人の指示に従ってカギオカから予算要求に用いるための見積書を取得した。

次に、平成28年6月頃、小西証人は牧野証人から「カギオカから見積りを取り、他の業者を入れなように。予定価格はFに聞いて決めて。」との指示を受け、F証人にバスケットゴールの見積書を提

出するよう依頼した。小西証人は、牧野証人からカギオカを卸業者とする要求を受けているなかで数者から見積りを取って予定価格を定めることを面倒に思い、予定価格はF証人の言うとおりの見積額の8割と設定した。

また、同じ頃牧野証人は小西証人に、入札の仕様書に都村製作所の製品しか有しない特徴を入れるよう指示し、その指示を受けて小西証人はF証人及び都村製作所の担当者である都村製作所E氏と相談して、制限すれば不正が発覚してしまうかもしれないと思ったが、都村製作所の製品しか有しない特徴を含む仕様書を作成した。

都村製作所E氏は、F証人から指定された業者に対してのみ供給証明書を発行し、F証人の意に沿わない業者を入札から排除する旨の合意を事実上行っていた。

次に、平成28年8月12日にバスケットゴールの入札が実施され、K証人は牧野証人から指示を受けた金額で入札し落札した。

なお入札終了後、カギオカから牧野証人に支払う報酬の原資を捻出するため、バスケットゴールは新品ではなく、よりカギオカの仕入れ額が安くできる都村製作所の

特 別 委 員 会 報 告

「在庫品」を購入することが検討され、牧野証人、K証人、小西証人らが都村製作所本社まで在庫品の状態確認に訪れた。ただし、牧野証人はこれを否定している。

在庫品のバスケットボールは平成27年に製造され、米軍基地でのエキシビジョンマッチに使用されたことのある中古品であった。

当該商品の定価は消費税別820万円と設定されていたが、都村製作所は一度使用されたことのある中古品であることを説明した上で定価から100万円値引きし、小西証人は在庫品を五條市に納入しても問題ない旨判断し、カギオカの仕入れ値が予定よりも低下したため、牧野証人に報酬70万円を支払うことができた。

本件において談合が行われたことによる損害額について

本件において談合が行われたことによる損害額については、奈良県警察において試算がなされているので引用し報告する。

初めに、平成28年度執行の入札における、本来公正な入札が行われた場合の差額は、

(ア) 平成28年8月12日開札の木製家具落札金額との差額190万7,712円(税込)

(イ) 8月12日開札のバスケットボール落札金額との差額206万2,260円(税込)

(ウ) 8月12日開札の柔道畳・台車落札金額との差額667万944円(税込)

(エ) 8月12日開札の卓球用品落札金額との差額233万2,379円(税込)

(オ) 9月13日開札のフロアシート等落札金額との差額137万1,195円(税込)

(カ) 9月20日開札のバレーボール等落札金額との差額114万6,433円(税込)

(キ) 9月20日開札の演台等落札金額との差額299万6,892円(税込)

(ク) 12月15日開札の柔道備品落札金額との差額△7万537円(税込)

(ケ) 平成29年1月19日開札のパドミントン落札金額との差額68万3,653円(税込)

(コ) 2月17日開札のキッズルーム用品落札金額との差額136万3,548円(税込)

(サ) 2月20日開札の事務用書庫等落札金額との差額135万4,644円(税込)

(シ) 3月15日開札のスポーツ

ラクター落札金額との差額136万6,956円(税込)となり、不正な入札金額の合計と本来公正な入札が行われた場合の入札金額の差額は、平成28年度合計金額で2,318万6,079円(税込)となる。

次に、平成29年度執行の入札における、本来公正な入札が行われた場合の差額は、

(ア) 平成29年5月2日開札のフロアシート等落札金額との差額293万6,520円(税込)

(イ) 5月11日開札のバスケットボール落札金額との差額115万3,980円(税込)

(ウ) 6月1日開札の柔道畳・畳運搬車落札金額との差額286万6,752円(税込)

(エ) 6月9日開札の卓球用品落札金額との差額22万7,358円(税込)

(オ) 8月3日開札の折畳式ハンドボール兼フットサルゴール落札金額との差額19万7,869円(税込)

(カ) 8月8日開札の防護壁及び避難用マット兼用シート落札金額との差額281万8,071円(税込)となり、不正な入札金額の合計と本来公正な入札が行われた

場合の入札金額の差額は、平成29年度合計金額で1,020万550円(税込)となり、平成28・29年度の合計金額は、3,338万6,629円(税込)となる。

次に、今後の課題については、本件以外に調査を要する事案として、本委員会では、時間的な制限から十分な調査を尽くすことができなかったため、今後更に調査を要する事案として平成20年代前半頃の消防備品入札、消防団貸与消防被服入札、五條市消防本部備品入札、体育館床板工事、平成28年度救命ボート等の入札、奈良県広域消防組合五條消防署西吉野救急出張所備品納入を指摘しておく。

次に、再発防止として、本委員会の調査結果から考えられる本件を可能ならしめた要因と、再発防止のため検討を要する事項について当委員会としての提言を行う。

1. 市議会議員から市職員に対する圧力の防止

本件における談合の基本的な構造は、①入札仕様書に特定の物品しか有しない特徴を入れることで事実上該当する商品特定して調達元を限定する、②供給証明書の提出を入札の参加条件とし、談合に参加する業者以外には供給証明

特別委員会報告

書を発行せず入札への参加を阻止する、または③談合参加業者以外の業者に対しては、談合に参加する業者よりも大幅に高額な見積書を発行することで入札に参加しても落札不可能な金額でしか入札できないようにする、④予定価格を納入までの流通経路に関与する者全員が利益を得られる金額に設定させる、というものである。

そして、これらは入札を担当する市職員の関与がなければ実現不可能なものであるが、本件では小西証人の供述によると、牧野証人からの議会における追及を主とする圧力を避けたいたがために上記①ないし④の実現に協力してしまっただけのことである。

市議会議員が適正な行政の実現のため、行政を担当する市職員に対して働きかけをすること自体は否定されるものではないが、それが私的な利益を追求する等の不当なものであってはならないことは言うまでもない。

2. 入札における競争性の確保

本件における入札は指名競争入札であり、そもそも参加する業者が限定しやすかったことが原因の一つとなっている。

市内業者の育成は入札制度にお

いて考慮すべき一つの観点ではあるが、あくまでも入札制度の目的である競争性が確保されていることが前提である。

そこで、入札可能な市内業者が競争性を十分確保できる数が存在する場合には市内業者が優先的に入札に参加できる仕組みを作ることに許容されるとしても、十分競争性を確保できない数しかない場合は市外業者も含めて広く入札に参加できる仕組みとする、といった方向性で入札制度を再構築する必要があるのである。

現に、令和2年度から条件付き一般競争入札に変更された五條市消防団貸与消防被服の入札の場合、指名競争入札であった令和元年度と比較すると、実に平均51%も減額となっている。

3. 談合の攪乱要因の増加

談合は入札参加者全員で協議が整っていることが成功する前提である。従って、仮に談合が計画されたとしても、談合を攪乱する要因が多ければ談合は成功しない。

談合を攪乱する要因としては、例えば前述した競争性を確保する方策に加えて、指名競争入札とする場合でも指名業者名を公表しない、郵便入札によって入札者が分

からないようにする等の方法を取ることが考えられる。

おわりに、意見を述べ本委員会の最終報告とします。

本件談合事件について刑事事件も起訴され、有罪判決も確定していくなか、本委員会は確定刑事事件記録の取り寄せ、記録の調査、関係人の尋問を実施し、本件談合のみならずそれ以外の談合の存在をも疑わせる証拠を得ることができた。

本委員会の委員は、市民から信任された五條市議会議員として調査に務めたが、残念ながら任期との関係で調査にかけられる期間には制約があり、未だ解明できていない部分が多く残されていることは否めない。未解明の部分は、改選後の議会において更に調査を進められ、全容を解明されることを期待する。

また、本委員会の調査により判明した部分だけでも、五條市の入札制度その他の事務において多くの改善を要する点があり、理事者において具体的な再発防止策を集中的に検討し実行されることを求めると共に、当時の市管理職員2名が逮捕され有罪判決が下されており、管理監督責任は免れがたい。

本件における談合によって関係者が得た利益の源泉は五條市民の血税であり、五條市議会議員と元五條市職員が結託して行った本件談合は許すことができない不正行為である。市として早期に損害の回復を実施していただきたい。

五條市議会として、現職の五條市議会議員が本件談合に関わったことを深く反省し、五條市民の皆様からお詫びを申し上げると共に、今回の事件を教訓として、市政の監視機能をさらに強化し、議会としての責務を果たしていく覚悟である。

最後になりましたが、本特別委員会の調査にご協力いただきました関係各位に感謝を申し上げます。



(調査特別委員会の様子)